

快適な住環境の創出

◆ 中心市街地定住支援事業

【住宅課】

1 事業の目的

中心市街地は、都市機能の郊外分散化などにより空洞化が進んでいることから、居住人口の減少に歯止めをかけ、中心市街地を賑わいと魅力ある快適な住空間とするため、都心部への定住を促進する。

2 事業概要

・若年夫婦世帯家賃補助制度

区域内の民間賃貸住宅に転居・転入する若年夫婦世帯に対し家賃の一部の補助

資格要件：夫婦とも40歳未満、世帯全員の所得月額が43万円以下、自治会加入 等

補助内容：補助金 実質家賃額の1/2（3万円上限）

補助期間 5年（5年終了時、義務教育中の子がいる場合3年延長可）

・地域優良賃貸住宅供給促進事業

区域内に建設する場合、建設費の上乗せ補助（10,000円/㎡）の実施等

3 事業スケジュール

平成14年度～ 地域優良賃貸住宅における建設費上乗せ補助開始

平成17年度～ 若年夫婦世帯家賃補助制度開始

平成22年度～ 新たな定住促進策の検討（継続中）

◆ 住宅耐震化・吹付けアスベスト除去等支援

【建築指導課】

1 事業の目的

地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるため、住宅の耐震化を促進する。

また、建築物に使用されている吹付けアスベストによる健康被害を未然に防止するため、アスベスト対策を促進する。

2 事業概要

・住宅耐震化支援事業

目標：平成27年度末までに住宅の耐震化率を90%にする。

（補助事業）

木造住宅耐震診断補助金 費用の2/3以内で、上限10万円を補助

木造住宅耐震改修補助金 費用の1/2以内で、上限60万円を補助

（普及啓発事業）

広報紙、市ホームページ、リーフレット等による普及啓発

耐震アドバイザー派遣事業による普及啓発

(補助事業)

(普及啓発事業)

3 事業スケジュール

平成 21 年度 (吹付け) アスベスト除去等補助制度開始